

「区長への手紙」内容一覧（令和7年8月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
8	1	区のおしらせ8月1日発行号に掲載されている区民大会の写真があまりにも古いです。10年以上も前の写真を使う理由があるのでしょうか。	ご指摘の記事には、大会を運営している中央区スポーツ協会のホームページに掲載されていた写真を使用しましたが、写真の時期を考えると、昨今の大会の様子を伝える写真としては適切ではありませんでした。今後は、掲載する写真は最新のものとします。

総務部

月	日	内容	対応・考え方
8	18	中央区不足額給付金コールセンターに自身が制度の対象者であることを調べた上で問い合わせたところ、「制度の対象者ではない。」と言われました。その後、税務課に行き、対象者であることを確認してもらいましたが、誤った説明をされては不利益を被る人がいると思います。改善を求めます。	このたびは、コールセンター従事者による誤った説明や不適切な対応により、不快な思いを与えてしまったこと、深くお詫びします。不足額給付は大変複雑な制度ではありますが、区民の皆さまに不利益がないよう、従事者の制度理解に努めます。
8	27	急速充電スタンドを利用しに区役所に行きましたが、使用中だったため守衛に待機場所を確認したところ、待機場所はないと言われました。しかし、再度行った際には、道路で待機していた車両を優先されました。道路で待機することに納得できません。わかりやすい案内をしてください。	ご指摘を踏まえ、利用者に適切な案内ができるよう、守衛に対し、改めて周知・指導を行いました。併せて、入口での掲示物やホームページでの案内方法を見直し、初めての方にもわかりやすくご利用いただけるよう改善に努めます。

防災危機管理室

月	日	内容	対応・考え方
8	3	新型コロナウイルス感染症について、国や都の事業の検証、意見表明を行うことや、区と区民が意見を交換する場を設けてください。また、令和6年度の新型コロナウイルス感染症予防接種の接種状況を公開してください。	現時点では国や都の個別事業についての検証や、区民との意見交換会を開催する考えはありません。また、令和6年度新型コロナウイルス感染症定期予防接種の実施状況は、令和7年9月に発行する「中央区政年鑑」でお知らせします。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
8	12	職員との電話でのやり取りの中で「すぐに折り返し連絡します。」と言われましたが、電話が掛かってきませんでした。非常識な対応だと思います。	区民の皆さまからの問い合わせに関しては、迅速かつ丁寧に対応するとともに、速やかに情報連携を図るよう、職員に指導しました。
8	16	ハイテクセンター内の施設を利用する際に、以前まではバイクの駐輪が可能でしたが、先日利用した際にバイクの駐輪はできない旨の注意を受けました。なぜバイクの駐輪ができなくなったのか理由を教えてください。	当該施設利用者用駐輪場は歩道と隣接していることから、バイク専用駐車場の設置に当たっては、歩行者の安全確保やバイクの転倒防止などを図るための環境整備が必要となるため、バイクの利用をご遠慮いただいています。今後、利用者のニーズを踏まえて、バイク専用駐車場の設置を検討します。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
8	6	楓川宝橋公園で路上生活者が公園の一部を長期間占有していて、一般の利用者がベンチなどを使用できない状況となっています。区で対応してください。	当該公園の路上生活者に対しては、パトロールや訪問を実施しており、施設への入所など生活の自立に向けた福祉サービスの提案を行っています。路上生活者の人権を考慮すると、強制的に移動させることなどは難しい状況ですが、粘り強く本人の自立に向けた支援に努めていきます。
8	19	以前、区から単身の高齢者に向けたアンケートが送られてきた際に民生委員が毎月訪問することを希望するかといった項目があったため、希望しましたが、民生委員に話を聞くと、認識に齟齬（そご）がありました。区で調整してもらえませんか。	今回の調査は、民生委員の訪問を希望するかどうかの調査で、毎月の訪問を行うものではありません。生活の不安を感じている場合、ご案内できる区の取り組みをお知らせします。①おとしより相談センター②緊急通報システム③食事サービスなどがあります。

「区長への手紙」内容一覧（令和7年8月分）

8	27	重度心身障害児在宅レスパイト事業は、年間の利用可能時間が144時間までと決められています。利用可能時間の拡大を検討してもらえませんか。また、1回当たり1時間の利用からできるようにしてもらいたいです。	ご指摘の事業は、都から補助金助成を受けていることから、都の要綱に準拠して定める必要があります。現時点では、最短利用時間が見直される予定はありませんが、最短1時間からの利用希望があることを都に伝えました。また、年間の利用上限時間の拡大は、今後検討していきます。
---	----	---	---

子ども施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
8	12	区内の中高生が安全に遊べる居場所として、中高生向けの児童館を造る必要があるのではないのでしょうか。	区では、区内8カ所に児童館を設置し、中学・高校生世代に向けたさまざまなイベントを企画・実施しているほか、比較的大きなホールや音楽活動が可能なスタジオなどの設備がある館では、中高生世代の利用時間として午後8時まで開館しています。
8	18	ベビーシッターの補助制度ですが、国、都、区それぞれで同じような手続きが必要のため負担です。手続きを一本化できませんか。	本事業は、国や都が一律に実施するものではなく、各自治体や事業所の方針に基づく運営や補助制度が適用されているため、行政手続きや申請先については統一されていないのが現状です。ご指摘の申請や補助に関する業務改善については、議論を深めていきます。
8	19	子育てのための施設等利用給付について、他区のように補助額の上限を上げてください。	施設等利用給付を含む補助制度は、国の基準額に基づく給付と自治体独自の補助とで構成されていますが、区では、認可保育所および認証保育所の利用を促進しているため、現時点では認可外保育施設保育料に対する独自の補助を実施する予定はありません。
8	21	八丁堀保育園に子どもを送迎する際に、本の森ちゅうおうの駐車場を使えるようにしてください。利用者の迷惑になるようであれば、朝の時間帯だけでも構いません。検討をお願いします。	本区では、都心区の特性を踏まえ、「保育園のごあんない」で、車での送迎はご遠慮いただくよう案内しています。また、本の森ちゅうおうの駐車場利用に関しては、早朝の時間帯での人員配置に課題があるため駐車場利用は難しいです。

高齢者施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
8	8	行政サービスの一環として、単身者の見守りサービスを導入してもらえませんか。特に、高齢単身者を対象した場合は、行政コストの削減にもつながると思います。	区では現在、民間企業などとの高齢者見守り活動に関する協定締結や町会・自治会等が行う地域見守り活動への助成を行っているほか、緊急通報システムの設置や安否確認を兼ねた食事サービスなどを展開しているため、ご提案の見守りサービス導入を検討する予定はありません。
8	12	区の窓口で介護保険適応有り無しいずれかの事業者を教えてほしいと相談したところ、冊子を渡されましたが、掲載されている事業者は半分以上が対応不可との回答でした。区でアップデートをして情報を把握し、ニーズに応じて提供できるシステムを早急に構築してほしいです。	介護サービス事業者が介護職員の減少などでサービス提供が困難となり契約解除をする場合は、ケアマネジャーが利用者へのサービスが滞ることがないよう代替事業者の調整をします。区では、ケアマネジャーの業務が円滑に実施できるよう支援します。
8	12	他自治体では、いわゆる終活に関する情報を登録し、万が一の際に警察や医療機関などの照会に応じて伝えてもらえるといった制度があります。中央区でも実施してもらえませんか。	終活情報登録制度に関しては、本区においてどれだけのニーズがあるかを慎重に見極める必要があると考えています。今後、ニーズ調査などにより情報収集に努め、同様のご要望が多く寄せられるようであれば実施について検討していきます。
8	19	以前、区から単身の高齢者に向けたアンケートが送られてきた際に民生委員が毎月訪問することを希望するかといった項目があったため、希望しましたが、民生委員に話を聞くと、認識に齟齬がありました。区で調整してもらえませんか。	今回のアンケートは、毎月の訪問を希望されるかどうかを聞くものではありません。当の民生委員にも確認済みです。生活の不安を感じているようでしたら、①おとしより相談センター②緊急通報システム③食事サービスなどをご案内します。

「区長への手紙」内容一覧（令和7年8月分）

保健所

月	日	内容	対応・考え方
8	3	新型コロナウイルス感染症について、国や都の事業の検証、意見表明を行うことや、区と区民が意見を交換する場を設けてください。また、令和6年度の新型コロナウイルス感染症予防接種の接種状況を公開してください。	現時点では国や都の個別事業についての検証や、区民との意見交換会を開催する考えはありません。また、令和6年度新型コロナウイルス感染症定期予防接種の実施状況は、令和7年9月に発行する「中央区政年鑑」でお知らせします。
8	5	以前から「区長への手紙」で、築地周辺の路上喫煙について意見を送っていますが、状況が改善していません。対応をお願いします。	ご指摘のホテルおよびビル管理会社へ連絡し、当該場所での喫煙禁止について、注意喚起を徹底するよう指導しました。その上で、喫煙場所マップの配布を行い、指定喫煙所を案内するよう依頼したところ、対応するとの回答を得ました。
8	13	新月島公園内に区の喫煙所が設置されていますが、区民にとって必要な施設なのでしょうか。	区では、受動喫煙を防止するためには、分煙環境の確保が重要であると考えていることから、条例に基づき、指定喫煙場所の整備を推進しています。ご指摘の喫煙場所は、受動喫煙による区民の健康への悪影響を防ぐために必要な施設であると考えています。
8	14	月島に人や犬を見ると吠える犬がいます。区で指導してください。	連絡を受け、ご指摘の場所のパトロールを実施しました。動物との共生社会に向けては、ペットを飼っている方と飼っていない方とがお互いの立場を理解することが重要であり、引き続き啓発活動を行っていきます。
8	18	浜町公園内に禁煙やポイ捨て禁止と記載された路面シートを貼ってください。	ご指摘の場所への受動喫煙防止対策用啓発物品の設置については、現地の状況を確認の上、関係部署と協議しながら順次進めていきます。
8	28	区内を歩いていると、たばこの吸い殻などのごみが落ちているところが散見されます。区で対応してもらえませんか。	区では、随時パトロールを実施し、たばこのポイ捨てを確認した際は、その場で指導を行っています。また、路上喫煙・ポイ捨て禁止の看板を設置し、普及啓発を実施しています。
8	29	銀座周辺で路上喫煙が発生しています。対応をお願いします。	ご指摘の地区で巡回パトロールを重点的に実施し、近隣の指定喫煙場所へ誘導するなど、受動喫煙対策の徹底を図ります。
8	29	自身の住むマンションで、民泊のようなことが行われています。対応してもらえませんか。	当該マンションでの民泊の届出はありませんが、行政対応を進めるには、宿泊営業が行われている状況証拠や事前の確認調査が必要となるため、管理会社や管理組合から、営業実態に関する情報提供にご協力をお願いします。
8	31	路上喫煙について、他区のように罰金などを徴収するようにしてください。	区では、罰則による過料の賦課よりも喫煙ルールの周知と分煙環境の確保が重要であると考えており、巡回パトロールによる啓発・注意喚起および指定喫煙所の整備を推進していきます。

都市整備部

月	日	内容	対応・考え方
8	5	区のホームページから借上住宅の制度の説明がなくなりましたが、制度が終了したのであれば理由を載せるべきだと思います。また、ホームページに掲載されている住宅に関係する制度の情報量が足りないと思います。改善してください。	借上住宅は、現在、新規の入居希望登録を受け付けていないため、ホームページから案内を削除しましたが、制度の説明自体がなくなっていたため、改めて掲載しました。また、住宅制度の情報は、概要を簡潔に掲載しており、不明な点は問い合わせをいただき個別に説明や案内を行っています。
8	5	区内のマンション価格が高騰しています。他区では、転売目的の購入が増えているため、居住実態があるかを調査するなど対応していると聞きました。中央区でも調査など行い、対応してください。	区では、マンションの管理適正化を推進するために、管理状況に実態調査を行っています。居住実態の調査については、生活形態に応じてさまざまな居住のあり方があると考えているため、実施する予定はありません。
8	14	以前、「区長への手紙」で店舗設備を路上にはみ出して設置している飲食店について意見を送りましたが、状況が改善していません。区で対応してください。	前回もお伝えしたとおり、建築物ではない部分が都道上へ越境しているため、都に改めて対応を要請し、引き続き対応する旨の回答を得ました。今後、本件については都第一建設事務所へ情報提供をお願いします。

「区長への手紙」内容一覧（令和7年8月分）

8	29	勝どきで重機を使った工事が行われていますが、何の工事を行っているかなどの表示がなく、近隣の住民への説明も行われていません。区で確認してもらえませんか。	現地を確認したところ、解体工事の内容を知らせる看板が掲示されていました。また、建築物の解体工事を行う際は、敷地境界線から10メートルの範囲に住んでいる方へ事前説明するよう指導していますが、お住まいのマンションは範囲外であるため、説明がなかったものと思われます。
8	31	区立住宅に無線設備を設置するとのお知らせを見ましたが、電波による健康被害などを懸念しています。住宅の敷地内に設置することは慎重に取り扱うべきだと思いますので、無線設備の設置を再考してください。	総務省から「電波と安心な暮らし」という案内も出されているように、5Gの電波は人体への悪影響は認められていないため、屋上への設備設置は予定どおり実施します。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
8	6	楓川宝橋公園で路上生活者が公園の一部を長期間占有していて、一般の利用者がベンチなどを使用できない状況となっています。区で対応してください。	区および警察署と合同でパトロールを実施し、路上生活者に対して指導するとともに、新たな対策について高速道路の管理会社と協議しています。
8	8	西河岸通りにアイドリング・ストップの啓発用看板が設置されていますが、車の運転手は全然見えていないと思います。もっと良い方法でアイドリングをやめさせてください。	アイドリング・ストップは都の条例で義務付けられているため、改善指導は都が行っており、区では啓発物の設置などを実施しています。ご指摘を受け、現地確認を行い、既存看板に蛍光色の縁取りをして視認性を高め、ラミネート製の掲示物の設置しました。
8	13	新月島公園内にコミュニティサイクルのポートを設置してもらえませんか。	施設管理者と協議を実施しましたが、公園内での安全な動線の確保ができないことなどの理由から、ポートの設置は困難な状況です。
8	14	以前から「区長への手紙」で桜小橋を通行する自転車について意見を送っていますが、状況が改善されていません。区で対応してください。	区はこれまでも、定期的なパトロールの実施、横断幕の設置や路面標示により注意喚起に努めてきました。引き続き、警察署および関係機関と連携し、走行する自転車に対してルール・マナーの周知徹底に努めます。
8	14	浜町公園通りでは、至る所で道路上に亀裂があるため、部分補修ではなく、道路全体を補修してください。また、路上駐車を防止するため、道路の脇にポールなどを設置してください。	現地を調査したところ、全面改修が必要な状況ではありませんでしたが、部分的に劣化が見られる箇所については順次補修します。また、ポールの設置は、自転車の走行や駐車場への車両の出入りを考慮すると難しい状況です。
8	16	リサイクルハウスかざぐるま八丁堀を利用しています。以前まではバイクの駐輪が可能でしたが、先日利用した際にバイクの駐輪はできない旨の注意を受けました。他のリサイクルハウスはバイク駐輪できるのになぜかざぐるま八丁堀だけできないのか教えてください。	かざぐるま八丁堀が設置されている京華スクエアの利用者用駐輪場は歩道と隣接していることから、バイク専用駐車場の設置に当たっては、歩行者の安全確保やバイクの転倒防止などを図るための環境整備が必要となるため、バイクの利用をご遠慮いただいています。
8	20	両国郵便局の周りの歩道が暗いため、防犯灯などを設置してもらえませんか。	ご指摘の場所について、現地を確認したところ、歩行者や車両の安全性の確保のために必要な明るさが確保できていたため、街路灯の増設は考えていません。
8	21	鈴らん通り沿いに歩道まで植物の枝などが伸びてきているところがあります。危険だと思いますので、剪定（せんてい）など対応してください。	現地を確認したところ、植栽が繁茂している状況であったため、剪定を実施しました。
8	26	築地周辺で、歩道上まで草木が伸びてきているところが散見されます。また、築地場外市場周辺では、飲食物などのごみがよくポイ捨てされています。区で対応してもらえませんか。	ご指摘の場所を確認したところ、雑草が繁茂していたため、除草を実施します。また、区が管理する道路や公園のごみは、都度、清掃を行っています。なお、都道の部分については、道路管理者である都に適切な対応を依頼しました。
8	27	急速充電スタンドを利用しに区役所に行きましたが、使用中だったため守衛に待機場所を確認したところ、待機場所はないと言われました。しかし、再度行った際には、道路で待機していた車両が優先されました。道路で待機することに納得できません。わかりやすい案内をしてください。	ご指摘を踏まえ、利用者に適切な案内ができるよう、守衛に対し、改めて周知・指導を行いました。併せて、入口での掲示物やホームページでの案内方法を見直し、初めての方にもわかりやすくご利用いただけるよう改善に努めます。
8	28	区内を歩いていると、ごみが落ちているところが散見されます。区で対応してもらえませんか。	区では、随時パトロールを実施し、ポイ捨てを確認した場合には、注意・指導を行っているほか、区が管理する道路や公園に投棄されたごみは、都度、清掃を行っています。

「区長への手紙」内容一覧（令和7年8月分）

8	29	水天宮通りでは、トラックなどが道路脇に多く停車しており、迷惑しています。警察にも対応をお願いしていますが、区にも対応を検討してもらえないでしょうか。	ご指摘の箇所の調査を行ったところ、材料の搬入などにより、歩道寄りの一車線が使用されるなど、多くの車両が車道端に駐車している状態でした。違法駐車に対しては、現場での指導が有効であることから、警察へ指導取り締まりの強化を要請しました。
8	30	あかつき公園内には、管理人室が敷地内に設置してありますが、冷房設備がないように見えます。管理人が熱中症になってしまわないか心配なため、冷房設備などの環境を整えてもらえませんか。	管理人室の暑さ対策について、最近では、緑陰ではしのげないほどの気温となる日が多く、委託先からも同様の要望が寄せられている状況です。令和7年度中の設置は難しい状況ですが、冷房の設置に向けた検討を行っていきます。

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
8	1	ブックスタート事業を利用し、図書館まで絵本を受け取りに行きましたが、窓口で本人確認書類が必要と言われ、引換券しか持っていなかったため断られました。引換券を持っていることが対象児童の保護者である証明になると思います。柔軟に対応してください。	絵本の配布には絵本引換券と住所を確認できる公的な証明書の提示を必須項目として、全ての対象者に案内しており、本事業の対象者に確実に配布するために必要な手順となります。
8	4	図書館が臨時休館すると聞きましたが、期間が長すぎると思います。もっと短くしてください。	臨時休館は、機器の老朽化に伴うシステムの更新やホームページのリニューアルのため、2週間程度の期間を要するところです。休館日の日程は、さまざま要件を検討し判断しました。ご理解とご協力をお願いします。
8	6	日本橋中学校の移転作業をしている事業者が浜町公園の入り口をふさぐように作業していました。また、浜町公園出入口横で作業員がたばこを吸いながら作業していました。	ご指摘の日は、グランドピアノの搬入を行っていましたが、校舎内の階段は幅が狭く運び上げることが困難であったため、やむを得ずクレーンでの吊り上げを行い搬入しました。通行のさまたげとなったことをおわびします。また、作業員が喫煙をする場合は、指定喫煙場所での喫煙を徹底しています。
8	13	図書館のホームページで蔵書を検索する際に現在のジャンル検索では該当する図書が多すぎると思います。もっと細分化してジャンル検索できるようにしてもらえませんか。	区では現在、「検索語の入力」の項目選択でND C（日本十進分類法）の番号を直接入力すると3桁以上の分類検索ができます。また、カウンターでレファレンスサービスによる資料検索・相談もご活用ください。
8	31	日本橋中学校浜町校舎の壁面に校内案内図が貼ってありますが、近隣住民が見やすいよう外部掲示板やフェンスに貼るようにしてください。	校内案内図は、来校者が見やすいよう校舎内入口にある受付の横や、校舎内階段の各階に教室配置を記載した校内案内図を配置しています。なお、外壁部の案内図は、視覚障害者の方のため、点字による案内図となっており、インターフォンから近い壁面に掲出しています。